

公共清掃等によるごみの搬入について

公共清掃に伴うごみの搬入について、下記のとおり搬入するようお願いいたします。

なお、**処理(搬入)できない物はお持ち帰りいただきます。**

処理(搬入)できない物の処分については、各市:環境課と事前に協議してください。

公共清掃を行う前に、必ず参加者全員にごみの分別を周知徹底してください。

1	申 請 書 類	作 業 要 領	備 考
① ② ③	ごみ搬入手数料免除申請書 (記入) ① 搬入年月日 ② 搬入物 車両番号・搬入者氏名 ※複数回・複数台で行う場合 ③ 搬入事由 申請者	事前に各市役所で申請する 種類を記入「可燃物」「金物」等 搬入車両ナンバー・氏名を記入 裏面「公共搬入車証明書」に記入 持ち込むごみの発生理由「道路清掃」など	御前崎市役所:環境課 牧之原市役所相良庁舎:環境課 砂、土、泥等は搬入できません
2	受 付	作 業 要 領	備 考
① ② ③ ④ ⑤	① 申請書の提出 ② 搬入時 ③ 計量 ④ 荷降ろし ⑤ 終了時	当日、搬入1番目の方が持参・提出 どの「区」または「町内会」かを報告 受付前の計量器にて計測 積み荷を降ろしてください 精算所の計量器にて計測	係員の指示に従ってください
3	分 別	作 業 要 領	備 考
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	① 側溝等の土、汚泥等 ② 木・竹・小枝・草等 草木類(リサイクル) ○直径10cm未満 ○直径10cm以上 ○腐食・塗料がついたもの ○直径10cm未満の杭、角材、 ベニヤ、板等 ○流木(少量に限る) ③ 可燃物 ④ ビニール・プラスチック類 ⑤ ペットボトル ⑥ ビン ⑦ 金物	環境保全センターホームページまたは 各市配布の「ごみの出し方」等を参考 搬入できません 砂、土の付着がないようにしてください 概ね2m以内(軽トラックの荷台に乗る程度) 2m未満で一人で荷降ろしできる程度 直径10cm・長さ50cm未満に切断 50cm未満に切断 直径10cm・長さ50cm未満 砂、土の付着がないようにしてください きれいな物(リサイクル) 洗っても汚れが取れない物は可燃物 きれいな物(リサイクル) 洗っても汚れが取れない物は可燃物 必ず洗ってから搬入してください	搬入できないものについては 各市担当課へ事前に相談してください キョウチクトウはリサイクルできないため 50cm未満に切断し可燃物として搬入 木の根、ごみ、砂等の混入厳禁 枝をはらってください 板材は50cm×50cm 大きいもの多量は搬入できません 洗ってない物は搬入できません 中身の入っている物は搬入できません

日曜日の搬入はほかの搬入者も多いため、受付を待つ時間がかかる場合があります。

砂の付着が目立つものは搬入できません。車別に分別して搬入していただくと荷降ろししやすく時間の短縮になります。

搬入車の方自身で荷降ろししていただくため、搬入車両には2人以上が乗員して搬入してください。